

令和8年度 新宿区立子ども園[幼稚園機能] 園児募集案内

1 対象児童

次のいずれにも該当する児童

- (1) 令和2年(2020年)4月2日から令和5年(2023年)4月1日までに生まれた児童であること。
3歳児クラス [令和 4年(2022年)4月2日 ~ 令和 5年(2023年)4月1日生まれ] ※西新宿子ども園のみ
4歳児クラス [令和 3年(2021年)4月2日 ~ 令和 4年(2022年)4月1日生まれ]
5歳児クラス [令和 2年(2020年)4月2日 ~ 令和 3年(2021年)4月1日生まれ]
- (2) 入園申込日現在、保護者とともに新宿区に住所があり、入園後も区内の住所から通園すること。
 - ・申込みの要件(住所地等)を偽って入園していたことが判明した場合は退園になります。
 - ・入園申込み後、区外へ転出した場合は、申込みが無効になります。また、入園後、区外へ転出した場合は、転出日の前日で退園になります。
- (3) 集団生活ができること。
- (4) 保護者等が園への送迎ができること。

2 募集園及び募集人数

4ページ「令和8年度 区立子ども園[幼稚園機能] 募集一覧」をご覧ください。

3 入園申込み【1次申込み】

(1) 受付期間

令和7年11月4日(火)・5日(水)・6日(木)の3日間(午前9時から午後5時まで)

※ 申込みをした方は、11月12日(水)の応募者説明会への出席が必要です。

➡ 2ページ「4 応募者説明会(抽選)」参照

※ 受付期間を過ぎてからの申込み【2次申込み】は、11月18日(火)午後2時15分から受け付けます。

➡ 2ページ「5 受付期間を過ぎてからの申込み【2次申込み】」参照

(2) 受付場所

入園を希望する子ども園

※ 入園を希望する園に提出書類を持参してください。郵送での申込み、電子申請はできません。

※ 申込みができるのは、区立子ども園[幼稚園機能]10園と区立幼稚園14園あわせて24園のうち、1園のみです。複数の区立園(区立子ども園[保育園機能]及び区立認可保育園は除く。)に申込みをしたことが判明した場合は、すべての申込みが無効になります。

※ 区立小学校の通学区域に関わらず、申込みをすることができます。

なお、区立小学校に併設する区立子ども園の在籍児童であることで優先的に併設小学校に入学できるものではありません。

(3) 提出書類

○「新宿区立子ども園入園申込書(1号認定)」(裏面「エントリーシート」) (区様式)

※ この募集案内に綴じてあります。(新宿区ホームページからダウンロードできます。)

○ 保護者とお子さん両方の住所が確認できるものいずれか1つ

[乳幼児医療証、住民票の写し(続柄あり)、マイナンバーカード 等]

4 応募者説明会（抽選）

日 時 令和7年11月12日(水) 午後3時30分 開始

場 所 入園申込み先の子ども園

※ 申込みをした方は、開始時刻までに来園してください。

※ 説明会に無断で遅刻、欠席した場合は、申込みの取下げがあったものとみなし、申込みが無効になります。

※ 説明会への参加をもって、入園内定とします。申込者数が募集人数を超えた園は、説明会で抽選を行い、入園内定者を決定します。

(1) 補欠登録

入園内定者を決定する抽選により落選となった方や定員に空きがなく募集がない園への入園を希望する方は、1園に限り補欠登録をすることができます。

補欠登録後、他の幼稚園、認定こども園、認可保育園に入園した場合は、その時点で補欠登録が無効になります。(認証保育所、認可外保育施設の利用は除く。)

補欠登録後、他の幼稚園、認定こども園、認可保育園に入園しないまま、補欠登録をした園に次年度の入園申込みをした場合は、入園内定者決定の際に優先します。

(2) きょうだい優先

入園を希望する園の5歳児クラス（西新宿子ども園においては4歳児・5歳児クラス）に進級予定のきょうだいがいる方は、他の申込者に優先して入園内定者とします。ただし、補欠登録をしている方を優先します。

5 受付期間を過ぎてからの申込み【2次申込み】

受付開始 令和7年11月18日(火) 午後2時15分から

受付場所 入園を希望する子ども園

※ 受付開始日のみ午後2時30分で受付を締め切り、入園内定者を決定します。募集人数を超えた園では、その場で抽選を行い、入園内定者を決定します。以降は先着順で受け付けます。

6 入園が決定するまでの日程

入園の決定は、入園が内定した園でお子さんの面接及び健康診断を行った上で、集団保育が可能かどうかにより判断します。

(1) 面接及び健康診断

日 時 令和7年11月13日(木)～20日(木)のうち、園が指定する日時

対 象 入園内定者

内 容 園長等による面接、園医による健康診断

場 所 入園内定先の子ども園

※ 無断で欠席した場合は、入園の内定が無効となる場合があります。

(2) 入園決定者の発表

日 時 令和7年12月25日(木) [時間は園により異なります。]

対 象 入園内定者のうち、面接及び健康診断を受けた方

内 容 入園決定者の発表、入園承諾通知書の交付、入園手続き書類等の配付

場 所 入園内定先の子ども園

※ 無断で欠席した場合は、入園の決定が無効となる場合があります。

7 保育料

(1) 基本保育料…… 無料

「幼児教育・保育の無償化」により、基本保育料は無償ですが、給食費、預かり保育料の減免対象の判定等のため、世帯の区(市町村)民税額所得割課税額を確定する必要があります。海外での収入がある場合は、その収入等を含めて地方税法に準じて区(市町村)民税所得割課税額相当額を推計します。

(2) 給食費

日 額	200円
月 額 (※1)	4,000円

※1 『月額』とは、平日(※2)分の金額です。土曜日、休業日(※3)の預かり保育を利用した場合の給食費は、預かり保育料として徴収します。

※2 『平日』とは、月曜日から金曜日までの日です。[休園日(日曜日、祝日、年末年始)、休業日を除く]

※3 『休業日』とは、以下の日です。[休園日、土曜日を除く]

- ・ 夏季休業日 (7/21～8/31) ・ 冬季休業日 (12/26～1/7) ・ 春季休業日 (3/24～4/6)
- ・ 開園記念日 ・ 都民の日

● 次の①～③のいずれかに該当する世帯は、平日分の給食費は無料になります。

- ① 生活保護等受給世帯
- ② 世帯の区(市町村)民税所得割額が77,100円以下
- ③ 在籍するお子さんが、小学校3年生までの兄弟から数えて第3子目以降

(3) 預かり保育料

利用する世帯 預かり保育の内容	右記以外の世帯	「施設等利用給付認定(2号)」 (保育の必要性の認定)を 受けている世帯	・生活保護世帯等 ・区(市町村)民税が非課税の世帯 ・区(市町村)民税均等割のみが課税 の世帯
月曜日～金曜日 午後3時から午後4時30分まで	200円 徴収上限額 3,200円/月 [内訳] 預かり保育料 100円 おやつ代 100円	100円 徴収上限額 1,600円/月 [内訳] 預かり保育料 0円 おやつ代 100円	0円 [内訳] 預かり保育料 0円 おやつ代 0円
土曜日(※) 午前8時30分から午後5時まで の間で8時間以内	600円 [内訳] 預かり保育料 300円 給食費 200円 おやつ代 100円	300円 [内訳] 預かり保育料 0円 給食費 200円 おやつ代 100円	200円 [内訳] 預かり保育料 0円 給食費 200円 おやつ代 0円
休業日(※) 午前9時から午後3時まで	600円 [内訳] 預かり保育料 400円 給食費 200円	200円 [内訳] 預かり保育料 0円 給食費 200円	
休業日(※) 午前9時から午後4時30分まで	700円 [内訳] 預かり保育料 400円 給食費 200円 おやつ代 100円	300円 [内訳] 預かり保育料 0円 給食費 200円 おやつ代 100円	

※ 土曜日、休業日の預かり保育は、保護者のいずれもが就労や疾病、冠婚葬祭への出席等により保育することができない場合に利用することができます。

【預かり保育料が無償化の対象となるための認定申請手続き】

- ・ 「施設等利用給付認定(2号)」(保育の必要性の認定)を受けている場合は、上限額の範囲内(月額11,300円)で預かり保育料が無償化されます。無償化の対象となるためには、認定申請手続きが必要です。
- ・ 無償化の対象となるのは預かり保育料のみです。給食費とおやつ代は無償化の対象に含まれません。
- ・ 認定事由は、『就労』や『妊娠・出産』等です。認定申請の際には父・母ともに保育を必要とする事由が確認できる書類の提出が必要です。
- ・ 在籍園の預かり保育の実施時間が短い場合(教育時間が8時間未満/日 または 年200日未満)は、認可外保育施設等の利用料についても預かり保育の上限額の範囲内で無償化の対象になる場合があります。
- ・ 「施設等利用給付認定」を受けている方は、原則として、預かり保育料をいったん納付していただき、事後にその額を請求する手続きが必要となりますが、『区立子ども園』の預かり保育料に関しては、保護者の手続きを軽減するため、保育料を実質無料とすることで、保育料の納付やその後の請求手続きを不要とします。

令和8年度 区立子ども園[幼稚園機能] 募集一覧

令和7年10月1日現在

[幼稚園機能] 基本保育時間… 9:00～15:00 [土・日・祝日・休業日(夏季・冬季・春季等)を除く。]

園 名	募集人数 [定 員] (名)			所 在 地	電 話 番 号
	3歳児	4歳児	5歳児		
四谷子ども園		25 [25]	23 [25]	四谷2-6 (四谷小学校併設)	5369-3775
あいじつ子ども園		30 [30]	25 [30]	北町17	3266-0189
西新宿子ども園	8 [8]	0 [8]	0 [8]	西新宿4-35-5 (西新宿小学校併設)	3299-7727
柏木子ども園		8 [8]	6 [8]	【乳児園舎】 北新宿2-3-7 (柏木特別出張所併設) 【幼児園舎】 北新宿2-11-1 (柏木小学校併設)	【幼児園舎】 3227-2118
おちごなかい子ども園		10 [10]	10 [10]	【乳児園舎】 中井1-8-12 (中井児童館併設) 【幼児園舎】 上落合3-1-6 (落合第五小学校併設)	【幼児園舎】 3227-2048
戸山第一子ども園		4 [4]	2 [4]	戸山2-26-101 (都営住宅26号棟)	3202-7879
しののまち子ども園		2 [2]	1 [2]	信濃町20 (信濃町子ども家庭支援センター等併設)	3357-6853
西落合子ども園		4 [4]	4 [4]	西落合1-31-24 (西落合児童館等併設)	3954-1064
大木戸子ども園		3 [3]	3 [3]	四谷4-17	3358-1431
北新宿子ども園		4 [4]	4 [4]	北新宿3-20-2 (北新宿子ども家庭支援センター等併設)	3365-0225

【注意事項】

- 「募集人数」は、幼稚園機能の定員から進級予定児童数を除いた「募集見込みの人数」です。進級予定児童数が変更になった場合は「募集人数」も変更になります。
- 入園後に幼稚園機能から保育園機能への変更を希望する場合は、在籍する園での変更であっても、認可保育園等への入園と同様に申込手続きが必要です。保育園機能は利用調整を行いますので、変更できないことがあります。
- 私立認定こども園[幼稚園機能]の募集については、各園にお問い合わせください。
(園ごとに募集日程や申込方法が異なります。)

【問合せ先】 新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係 電話：5273-4527（直通）
FAX：3209-2795